

	1年目(購入した期)	2年目	3年目	3年縛り(原則課税で申告することが強制されること)	(3年目に調整固定資産を保有)通算課税売上割合が50%変動した場合による調整計算
(1) 高額特定資産					
1,000万円以上の棚卸資産と1,000万円以上の調整対象固定	原則課税	原則課税	原則課税	有り	有り
(2) 100万円以上1,000万円未満の調整対象固定資産					
A. 課税事業者選択届を提出して、調整対象固定資産を取得した場合	原則課税	原則課税	原則課税	有り	有り
B. 自然(基準期間が1,000万円超)に課税事業者になった場合	原則課税	免税又は簡易又は原則	免税	無し	無し
	原則課税	免税又は簡易又は原則	簡易課税	無し	無し
	原則課税	免税又は原則	原則課税	無し	有り
	原則課税	簡易課税	簡易課税	無し	無し
新設法人 が調整対象固定資産を取得した場合	原則課税	原則課税	原則課税	有り	有り
特定新規設立法人 が調整対象固定資産を取得した場合	原則課税	原則課税	原則課税	有り	有り
新設法人とは	その事業年度の基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額または出資の金額が1,000万円以上である法人				
特定新規設立法人とは	①その基準期間がない事業年度開始の日において特定要件に該当すること				
	②かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となった[他の者]及びその「他の者」と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者のその新規設立法人のその新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額が5億円を超えること				